

京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例施行規程を公布する。

平成29年3月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金（以下「基金」という。）の経理状況を明らかにするため、次の帳簿を備えるものとする。

(1) 基金管理台帳 様式第1号

(2) 基金明細簿 様式第2号

(会計規程の準用)

第3条 基金の出納その他の会計事務については、この規程に定めるもののほか、京都市上下水道局会計規程の規定を準用する。

(施行の細目)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



